

令和6年第10回教育委員会定例会
(5月28日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年5月28日（火）午後2時00分から午後3時17分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	山田 安宏
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第2 議案審議

第12号議案 令和6年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第13号議案 東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第14号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第15号議案 生涯学習センター大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について

第16号議案 生涯学習センター大規模改修空調設備工事請負契約の締結についての意見聴取について

第17号議案 生涯学習センター大規模改修給排水設備工事請負契約の締結についての意見聴取について

第18号議案 和解及び損害賠償の額の決定についての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 区立幼稚園の今後の対応について

(2) 児童保育課

イ とうきょう すくわくプログラム推進事業の実施について

(3) 生涯学習課

ウ 台東区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

イ 令和6年度グローバル教育の推進（中学生海外短期留学派遣）事業派遣生徒選考結果等について

3 その他

午後2時00分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、浦井委員をお願いいたします。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない、議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育庁報告の協議事項、生涯学習課のウ、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退出後に聴取いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(3) 生涯学習課 ウ

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告、協議事項を議題といたします。

生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、台東区文化財保護審議会臨時委員の委嘱についてご説明いたします。お手元の資料3をご覧ください。

この度、文化財保護審議会発足のときから長年にわたり委員を務めていただき、本年3月31日に退任されました。稲葉和也先生について、台東区文化財保護条例第25条第2項の規定により、近代以降の歴史的建造物等に関する調査及び研究のため、臨時委員に委嘱するものでございます。なお、任期は令和6年5月29日から令和8年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等に係る教育委員会の対応についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

はじめに、児童保育課取扱分が1件。「とうきょう すくわくプログラム」についてです。東京都で、とうきょう すくわくプロジェクトを実施していることを聞いたので、台東区でも参加をお願いしますというご意見でございます。

続きまして、放課後対策担当取扱分が1件で、こちらは学童の標準化及び質の充実についてでございます。学童のおやつ代の徴収について、口座引き落としと封筒にお金を入れて子供に持たせる場合がある。紛失することも想定されるので、すべての学童で口座引き落としにしてほしい。また、子供を長時間預かってもらうため、学びの環境としての質は非常に重要。希望した学童に行けないこともあるため、どの学童でも同様のレベルの学びの環境にいられるようしてもらいたい、というご意見でした。

回答として、おやつ代は、各こどもクラブで集金・管理をする私費会計で、父母会等の同意のもと運用することが原則となっている。集金方法についてもクラブによって異なる場合があるのでご理解を賜りたいこと、また、学びの環境については、各こどもクラブの図書や遊び道具は、リクエストも取り入れながら定期的な購入を行っている。児童館併設のこどもクラブは、児童館図書室の本や遊戯室の玩具等もご利用いただける。また、育成環境については、定期的に区職員が巡回し、確認・指導等を行い保育の質の確保・向上に努めていると回答しております。

次のページ、指導課取扱分が1件、中学校の体育服についてでございます。中学校の体育着について、標準服と同様に複数の店舗で購入できるようにしてほしい。また、胸元の名前の刺繍に関しては廃止してほしい。運動会では体育着を着用するため、盗撮のリスクも無いとは言い切れない。不審者対策としても、刺繍廃止を検討してほしい、というものでした。

こちらにつきましては、回答として、区立小・中学校における体育着、標準服等の運用については、学校長とPTAが協議した上で決定をしている。提言内容を踏まえ、体育着の刺繍も含め、保護者の実態や時代の進展に応じた運用に努めるよう、今後も学校長へ助言を行っていく、としております。

最後に、中央図書館取扱分が2件でございます。1件目は、根岸図書館の職員の方に関してでございます。閉館間際に利用カードの発行申請が今からでも可能かどうかということで確認をしたが、職員は面倒くさそうに手続きを始めた。結果、確認書類の不備があり手続きは完了しなかったが、帰り際まで職員の態度が悪かった、というものでございます。

回答として、利用者に気持ちよくご利用いただけるよう懇切丁寧な対応をするよう日頃から指導しているが、今回のご意見を踏まえ、対応した職員に聞き取りの上、たとえば閉館時間間近であっても快く対応することや、お客様に寄り添った言動を心がけるよう、対応した職員及び職員全員に改めて指導した、としています。

もう1件は回答を要しないものでございますが、忍岡小学校付近の図書館新設について

のご意見でございました。子供が忍岡小学校に入学するが、近くに図書館がなく、とても不便を感じている。小規模でもいいので忍岡小学校近くに図書館を作ってもらえないか、というものでございました。

ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 件名2ですけれども、教育環境がこどもクラブによって違っているというご指摘があります。この回答の中では図書やいろいろな遊び道具など、それぞれのこどもクラブが同様な環境であるとは限らないということ、また、区の職員が巡回して向上に努めているということでご回答されていますけれども、こどもクラブの運営や環境の違いは、ご覧になって、確認をされた上なののでしょうか。具体的に教えていただけたらと思います。

○放課後対策担当課長 クラブの図書、それから遊び道具なんかについては、子供たちのリクエストを取り入れながら定期的に購入している状況でございます。ですので、クラブによって年齢構成がちょっと違ったりすることもありまして、読みたい本ですとか遊びたい玩具なんかがちよっとずつずれてしまうというところは、我々としては致し方ないところかとは思っております。

こちらにも書かせていただきましたけれども、巡回をしている中で、また、私自身も足を運んだりして、現地を見ていく中で大きな差があるっていうふうに、そこまで大きな差があるというふうには感じてはいないんですけれども、できるだけ同じ環境になるというのは保護者の方の意見ですので、それを踏まえまして整備していきたいとは考えております。

○神田委員 よく分かりました。どうしても保護者は比べてしまいますけれども、子供たちが過ごす環境づくりはすごく大事だと思いますので、これからも質の確保・向上に努めていただけたらと思います。ありがとうございます。

○浦井委員 件名の3ですが、こちらの胸元の名前の刺繍を廃止にしてほしいという内容なんですけれども。これは、このご時世、保護者の心配というのはある意味では当然のことだと思ひまして、実際に刺繍を入れた体操着を校外で着用する可能性があるのか、しているのかというのがまず一つ。

それからやはり、あの胸元の刺繍をするというなら、何かメリットがあって、なぜ入れているのかというのを、ぜひ保護者に分かりやすく説明していただきたい。例えば、授業中の名前の確認に必要なんだとか、名札を付けると危ないから体育のときにはこの刺繍にしているなどの、そういうメリットとかの説明があれば、納得していただけるかなと思いますので、ぜひそういう形で促していただけたらと思います。

○指導課長 基本的には、夏場、制服で登校する際に暑いという場合も考えられますので、そういったときに体育着で登下校するという可能性もあります。

○浦井委員 そうしますと、そのときにはやはり刺繍が見える形で登校しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○指導課長 実際に刺繍が見えるという形ではあるんですけども、学校によっては、その刺繍を同系色にしたりですとか、筆記体にしたりですとか、直接すぐに名前が分かるような形ではなくて、工夫しているということもあります。また名前を抜いているということもあるということを確認しております。

○浦井委員 ありがとうございます。いろいろ工夫をなさっていらっしゃるんだと今伺って思いましたけれど、やはりそういった意味では、特に目立つ入れ方をしているところとか、あと見えない形で入れるのであれば、見えないところに入れてもいいかなどつい思ってしまうので。そのあたりをぜひ、できるだけ多くの保護者の方が納得できる形で、例えば入学時点などでしていただけるようにするなど、促してあげていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤教育長 今、委員がおっしゃっていただいたようなことについて、再度校長会ですとか、そういったところでご意見をいただいて、さらに保護者の方がご理解いただけるような形で説明をしていくようにということで話をしていきたいと考えております。

○浦井委員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○高森委員 今のことに関連して、これは別にプールだけではないのですけれども宿泊行事で生徒が各研修場所に行きますよね。そのときの名札というのは、見える状態で行動するのでしょうか。安全面の対応はどのようになっていますか。

○指導課長 基本的には、名札をつけているということはないというふうに思います。実際に今委員がおっしゃっていただいたのは小学校のことかなというふうに思いまして、そういったところについては、実際に学校のほうでは名札をつけて校外に出るとかということはなくしておりますので、そういったところは大丈夫ではないかというふうに考えております。

○高森委員 では、海水浴関係は確認いただかないと心配があります。もしかしたら学校で使っている水着を使って、実際に泳いでいるかもしれないので、ちょっとこのあたり確認いただければと思います。

○指導課長 委員におっしゃっていただいたところについては再度確認をして、配慮できるところをしっかりとやっていくということで話をしていきたいと思います。

○高森委員 次は中央図書館取扱分ですが、多分回答は指導課かもしれません。

件名5について、この方のご要望に関しては、解答を要しない件になりますけど、小学校付近に図書館を新設してほしいというこの方の意図するところは、小学生が読める本を置いてある施設が欲しいということだと思っております。一般の方々に対応するような図書館ではなくて。

おそらくこの地域で中央図書館のような、あるいは根岸図書館のような図書館を作るのは、土地の確保も難しいでしょうし、それだけの蔵書を揃えるのも難しいんでしょうけど、もし小学生向けの本を充実させたいということであれば、各学校単位で昔は図書室というのがあって、そこに本が蔵書があって、子供たちが図書室に行けば本が見られたんですけ

ど最近はそのような傾向は比較的少なく、共有スペースに本があったり、教室の中に本があって、そこで子供たちが手にとって本を見るような形が主流になっているのではないのでしょうか。

忍岡小学校について、例えば校内の図書を充実させるようなことで対応することができるかどうか。そのあたりのことはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長 実際には各学校、学校図書館ということでやっている中でも、毎年図書の選定とかということで、やっていると思いますので、やはりその充実を図っていく中で子供たちが本に興味を持っていけるというふうに思いますので、特に忍岡小学校については、再度その選定について、しっかり子供たちの要望に沿えるような図書の選定を行っていくように話をしていきたいながらその図書館が新設しなくても充実していけるようにということで話をしていきたいというふうに思います。

○高森委員 図書館の子供たちが学校にある図書とは別に新たに本を求めたいといったときにはどういった手続きを学内ではしているのでしょうか。

○指導課長 実際は確認をしていないのでまた学校のその選定の仕方ということでは、子供たちの要望というところで聞いて選定できるような形というのが、どういう形がいいのかというのも学校のほうに考えさせていきたいというふうに思いますし、またその選定についてといいますか、本の内容とか、またその選定について、今業者も入ってやっているところもありますので、そういった民間からの情報といいますか、そういったことも踏まえて、よりよい選定ができるようにということで話をしていきたいというふうに思います。

○高森委員 実際に校長先生を経験された神田委員に伺いたいのですが、図書係のような係は、児童の中ではありますか。

○神田委員 高学年は図書委員会がありまして、希望図書を求めたりしていますし、低学年も図書係というのは1年生からつくっておりますね。

○高森委員 自分たちが主体的にそういったことを活動できるということも、これからの社会を生きていく上で大事なので、そのあたりも学校の先生や業者だけが決めるのではなくて、児童の主体的な活動の中で取り組んでいくということも必要かなと思いますので、よろしくをお願いします。

○垣内委員 図書館の関係で、オンラインはどうなっていますか。図書を手に取って見て読みたいって気持ちになるっていうのも大事だと思うんですけども、タブレットも全員持っているのでオンラインのアーカイブで読みたい本をリクエストして取り寄せるというようなことも大学なんかでは広くやるやり方ですけども、そういうことはあり得るのかということと、一般の方々も、実はうちの近くの公立の図書館の場合は、コンビニだったとか、お店の一角を借りて、ネットライブラリーでリクエストして、貸し出し日を確定して、そこで本を借りることができ、またお返しすることもできるようです。そうすると、場所が図書館という場所とか専門家がいるとか、本があるということと関わりなく、いろいろな場所にその拠点を置くことができるわけで、すごく便利だなと思います。少し時間

がかかったり、待たなきゃいけないという問題はあるんですけども、利便性はいいです。今後は、どういうことをお考えなのか。

図書館ってすごく重要だと思うんです。知的なインフラというんですかね。本もAmazonで買えばいいんじゃないかという考え方もあるかもしれませんが、そういうことができにくい方々にとってみると、図書館は最後の砦みたいなところがあって、そこは充実していただくのがいいかなと思っているものですから、状況を確認したいと思います。

○指導課長 実際にタブレットは、1人1台端末ということで、子供たちにはありますけれども、実際の電子による図書というところについては、各学校の状況を確実に私のほうで押さえているかというところ・・・

○中央図書館長 電子図書の件についてお答えさせていただきます。現在、中央図書館ではリニューアルに向けていろいろ検討しているところでございます。電子図書についてもその中の検討事項に入っております。今回、今年度はまた台東区の読書計画を作るということで、学校の先生方にもご協力をいただいてこれから検討を始めるところです。その中でも電子図書について検討させていただこうと思っています。また、他区の状況ですとかも確認中ですので、検討を進めていきたいと思っております。

もう一点、返却部分についてなんですけれども、図書館にも返却ポストはございますが、例えば区役所ですとか、西武区民事務所ですとか、南部事務所ですとか、ブックポストとして返却できるような機能が図書館以外の場所でも、備えているところです。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。そのほか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

〈日程第1 議案審議〉

第12号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第12号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第12号議案、令和6年度東京都台東区一般会計補正予算、第一回における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明をいたします。本案は、来る第2回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の規定に基づき意見を求められているため提出したものでございます。議案の3ページ目の内訳書をご覧ください。

今回の補正ですが、歳入は9,747万9,000円の増額、歳出は1億121万1,000円の増額でございます。以下、主なものを申し上げますので、次のページの資料をご覧くださいと思います。

まず、歳入の内訳からご説明いたします。都補助金、教育費補助金では、とうきょうすくわくプログラムの推進に対する補助金として、1段目の児童保育課の保育サービス推進事業費に6,837万円、3段目の指導課のとうきょうすくわくプログラム推進事業費に327万円を計上しております。2段目の児童保育課の保育所等における安全対策支援事業費で、こちらは2,483万9,000円の皆増となっております。

次に都委託金、教育費委託金では、指導課のTokyoスポーツライフ推進事業費が100万円の皆増となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の内訳でございます。まず、教育総務費では、庶務課の損害賠償金が237万7,000円の皆増、また教育支援費の「とうきょうすくわくプログラム」の推進では、学務課が600万円、児童保育課が5,850万円、指導課が714万円のそれぞれの皆増となっております。

次のページをご覧ください。庶務課の小学校費、それから児童保育課の児童保育費の2段目のところを合わせまして、東泉小学校・東泉子どもクラブの大規模改修につきまして、令和6年度から9年度にかけて東泉小学校大規模改修に12億6,788万6,000円、東泉子どもクラブ大規模改修に3,011万4,000円の、合計12億9,800万円を債務負担行為として計上しております。

お手数ですが、議案の2ページ目にお戻りいただきたいと思います。教育委員会の意見案としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第12号議案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第13号議案

○佐藤教育長 次に、第13号議案を議題といたします。

放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、第13号議案をご説明させていただきます。東京台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより提出するものでございます。

本改正は竜泉こどもクラブの実施場所を改めるとともに、こどもクラブの実施場所に入谷こどもクラブを追加するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。竜泉こどもクラブは、現在台東区竜泉二丁目10番6号の旧竜泉中学校敷地内の仮施設で実施しておりますが、竜泉福祉センターの竣工後、1階部分に移転することに伴い、改正案に記載の実施場所に改めるものでございます。

次に実施場所として追加になりますのが、名称が入谷こどもクラブ。実施場所は入谷一丁目16番9号でございます。このことについては、令和5年8月の本委員会でもご報告させていただきましたが、民設のこどもクラブである台東入谷こどもクラブが、建物の老朽化等により廃止することに伴い、利用児童の受入先を確保するため旧入谷老人福祉館を活用してこどもクラブを開設するものでございます。

表の下に記載の付則をご覧ください。本条例の施行日は10月1日でございます。ただし、竜泉こどもクラブに係る部分については台東区規則で定める日としております。これは竜泉福祉センターの工事完了日から開設スケジュールが決定した後に、こどもクラブの運営開始日を決定するために規則に委任しているものでございます。

恐れ入ります。議案書の2ページ目をご覧ください。教育委員会の意見案として原案に異存ありませんとしております。

説明は以上でございます。本議案についてよろしくご協議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第13号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第14号議案

○佐藤教育長 次に、第14号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより提出するものです。

恐れ入りますが、議案書から3ページおめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育士及び保育従事者の数の基準を定めるものを改めるものでございます。

第29条第2項をご覧ください。こちらは小規模保育所A型に置く保育士の数の基準の規定となります。第3号に記載のとおり、満3歳以上満4歳に満たない児童については、概ね20人につき1人としていたところ、概ね15人につき1人に改正いたします。

また、第4号に記載のとおり、満4歳以上の児童については、概ね30人に1人としていたところ、概ね25人につき1人に改正いたします。

以降記載の条文の改正につきましては、それぞれ第31条第2項は小規模保育所B型に置く保育従事者の数の基準を、第44条第2項は保育所型事業所内保育事業所に置く保育士の数の基準を、第47条第2項は小規模型事業所内保育事業所に置く保育従事者の数の基準を同様に改正いたします。

恐れ入りますが、次のページの付則をご覧ください。本条例の施行日は公布の日からとしています。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

ご説明は以上でございます。本議案について、よろしくご協議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第14号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第15号議案

第16号議案

第17号議案

○佐藤教育長 次に、第15号議案を議題といたします。なお、関連する第16号議案、及び第17号議案についても一括して議題といたします。

それでは生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習課の第15号議案、第16号議案、第17号議案について一括してご説明させていただきます。

まず第15号議案、生涯学習センター大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取についてでございます。本議案は、来たる第二回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、議会提出前に教育委員会に意見を求められているため、提出したものでございます。

契約内容についてご説明いたします。契約内容が記載されております、議案の3ページをご覧ください。まず、項番2の契約方法は制限付一般競争入札でございます。

次に項番3、契約の金額は税込金額で22億4,147万円でございます。最後に項番4、契約の相手方は、落札業者はナカノフドー・三ツ目・澤特定建設工事共同企業体でございます。

議案の2ページにお戻りください。教育委員会の意見として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第16号議案、生涯学習センター大規模改修空調設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明をいたします。本議案も来る第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているために提出したものでございます。

恐れ入ります、契約内容についてご説明いたします。契約内容が記載されている、議案の3ページをご覧ください。項番2の契約方法は制限付一般競争入札後の随意契約でございます。

次に項番3、契約の金額は税込金額で15億7,410万円でございます。

最後に項番4、契約の相手方は、落札業者はヤマト・浅草・小林特定建設工事共同企業体でございます。

議案の2ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第17号議案、生涯学習センター大規模改修給排水設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。

本議案も、第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出したものでございます。

契約内容についてご説明いたします。契約内容が記載されている、議案の3ページをご

覧ください。項番 2 の契約方法は、こちらも制限付一般競争入札後の随意契約でございます。

次に項番 3、契約の金額は、税込金額で 7 億 752 万円でございます。

最後に項番 4、契約の相手方です。落札業者は暁飯島・小林・ミナモト特定建設工事共同企業体でございます。

議案の 2 ページにお戻りください。教育委員会の意見として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

なお、補足の説明になりますが、同日程で入札を行った電気設備工事につきましては、不落となりまして、今後見積りを再徴収し、再入札を行う予定となっております。

以上で、第 15 号議案、第 16 号議案、第 17 号議案の説明を終わらせていただきます。三つの議案につきまして、ご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 制限付一般競争入札この制限というのは、台東区に本拠がある会社さんを対象に入札を呼びかけたという理解でよかったですでしょうか。

どのくらい応札というか、応募があったのか。それぞれ結構金額も大きいので。

あと、制限付一般競争入札の後の随契契約ですけれども、その理由というか、なぜ随契だったのか。専門店だからとか、そういうことなんですか。教えてください。

今かなりいろいろなものが、コストが上がっていると聞いておりまして、国立劇場もなかなか建替えも全然できないという状況になっておりますが、そのあたりも含めて、ちょっと情報共有をお願いいたします。

○生涯学習課長 まず、1 点目の制限に競争入札といったものでございますが、例えば不適格業者の排除ですとか、あと工事の品質を確保するための受注実績等の入札の参加要件に一定の制限を加えるものでございます。

また、先ほど垣内委員のほうからご説明がありました、区内業者に特定かということでございますが、一応、今回の入札につきましては、区内・区外ともに入札可能であったと聞いております。ただ、一応やっぱり区内業者が入りやすいように、ちょっとその条件の内容は調整したとか、仕様に乗せたということを経理課のほうから伺っております。

2 点目の入札額とか入札の件数ですね。まず、第 15 号議案の建築の工事につきまして、あと第 16 号議案の空調工事につきましては、こちらは共同企業体として 1 者のみ入札があったといったものでございます。また、第 17 号議案の給排水工事につきましては、2 者の共同体から入札があったということございまして、その後、ちょっと予定価格、入札価格がちょっと上回っていたということもありまして、調整の上、金額が決定したといったことございました。

制限付の後の随意契約というところでございますが、内容としては予定価格より、やはり 2 者というか、2 件、金額が多かったということもありまして、その後その経理課のほ

うとも調整をした上で随意契約という形になったということでございます。ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 垣内委員、よろしいですか。

○垣内委員 はい。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第15号議案から第17号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第18号議案

○佐藤教育長 次に、第18号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○佐藤教育長 それでは、第18号議案、和解及び損害賠償の額の決定についての意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください。

本議案は、来る令和6年第2回区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会の意見を求められているため提出したものでございます。

恐れ入りますが、議案の3ページ目をご覧ください。本件は、台東区立千束小学校において発生した負傷事故に対する和解条項及び損害賠償額についての議案になります。

まず、1の和解の相手方につきましては個人となります。

2の和解条項ですが、負傷事故について、国家賠償法第1条第1項の規定により、損害賠償金の支払い義務を認め賠償金を相手方に支払うこと、台東区と相手方は負傷事故について、正当な理由なく第三者に口外しないこと、台東区と相手方は本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何ら債務債権がないことを相互に確認することの3点を和解条項としております。

3の損害賠償の額につきましては、237万6,010円でございます。

恐れ入りますが、2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見として原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第18号議案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは協議事項、学務課ア、区立幼稚園の今後の対応についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

はじめに項番1、パブリックコメント実施結果でございます。恐れ入ります、別紙1をご覧ください。意見の受付期間、受付場所は資料記載のとおりでございます。意見の受付件数は250人から453件の意見をいただきました。項目別では、学級編制基準の見直しに関するものが最も多く、次いで情報発信全般、預かり保育の全園実施の順で多く意見をいただいたところでございます。意見の詳細につきましては後ほどご確認いただければと存じます。

資料にお戻りください。次に項番2、中間のまとめからの主な変更点でございます。恐れ入ります、別紙2の冊子をご覧ください。別紙2をお開きいただきまして2ページ目に「はじめに」の記載を追加しております。

次に13ページをご覧ください。13ページ、図の14の預かり保育定期登録利用者の推移について、令和6年度の登録者数、及び登録率の5月1日現在の数値が確定しましたので、見込み値から修正しております。

次に25ページをお開きください。項番5、今後の対応の(2)学級編制基準の見直しについてですが、上から3行目のなお書きからの1段落を追加しております。今回パブリックコメントの中で、預かり保育非拡充園について、預かり保育実施が周知浸透するまで新たな学級編制基準の適用を猶予してほしいという意見が多くあったことを受けて、預かり保育非拡充園、竹町・大正・清島・富士・千束については、2年間の経過措置を取り、令和9年度入園分から新基準を適用することとし、それまでは現在の基準のみを適用することといたします。

次に、同じページの(6)、弁当給食の本格実施について、今回のパブリックコメントを受けまして、上から3行目のアレルギーや宗教上等の「等」を加えております。

次のページの（７）、情報発信の強化につきましては、パブリックコメントにおいて、区立幼稚園のよさ、預かり保育や弁当給食を実施していることなどについて、未就園児の保護者が集まるような場所や健診事業などで周知を強化してほしい、といった意見を多くいただいたことを受け、新たに記載を追加したものでございます。

また、次の 27 ページ以降に資料編として、パブリックコメントの実施結果などの記載を追加しております。

恐れ入ります、冒頭の資料にお戻りください。次に項番 3、今後の対応（案）については、ただいまご説明したとおりでございます。

最後に項番 4、今後の予定でございます。本案につきましては、政策会議の後、第 2 回区議会定例会の所管委員会で報告をしままいります。その後、11 月の来年度入園児募集分では、預かり保育拡充園については、新たな学級編制基準を適用し、来年 4 月より、預かり保育の全園実施、弁当給食の本格実施を行ってまいります。

長くなりましたが説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○高森委員 一つ気になるところがあるのですが、資料 2 の区立幼稚園の部分の今後の対応の案の 24 ページ。その一番下の行ですが、例えば令和 7 年度入園児募集時に、9 名以下の場合には翌年度（令和 7 年度）になっていますけど、これ、翌年度は令和 8 年度ではないでしょうか。

○学務課長 今回こちらは、今年度の秋に募集する令和 7 年度の募集分ですので、もう募集時点で 9 名以下だった場合は、令和 7 年度の学級編制は行いませんということでございます。7 年度でございます。

○高森委員 1 年だけでも学級編制は行わないことにしたんですって。2 年間ではなかったんですって。

○学務課長 こちら、募集時の規定、こちらについては、中間のまとめもこのような形で出させておまして、募集時にもう既に 10 名を切ってしまう場合には翌年度の学級編制は行わない。また、2 年連続で、4 月時点で 10 名を切るような場合は翌年度の学級編制は行わないというようなルールで。

○高森委員 本文をミスリードしていました。承知しました。

今回パブリックコメントがこれだけ多く寄せられたというのは、恐らく、私、教育委員になっていろんなパブリックコメントも見ていますけど、非常に関心が強いということが分かるんですね。それに応じて、この今の別紙 2 の今後の対応についての資料をまた拡充、充実させていただいたということはとてもいいことだと思って。特に私は今、この 25 ページの、先ほどの上から 3 行目のなお書きの部分の、これが新たに加わったことが、非常にまた前進したかなということでございますけれども、今後この預かり保育の拡充というのは、だんだん、これから進んでいくんだと思うんですけれども、どのような計画で、今、考えていらっしゃるでしょうか。

○学務課長 今回、預かり保育のところでパブリックコメントも色々いただいたところなんですけれども、まずは令和7年度からまずしっかり10園で、今5園でやっているような内容を10園に広げさせていただいて、その利用状況をまず測っていきたいと思っています。その利用状況、また、要望も上がってくると思いますので、その後に色々、今回パブリックコメントの中でも預かり保育の時間の拡大ですとか、要件緩和ですとか、そういったご意見をいただいておりますが、そういったことも、まず10園実施をした上で利用状況を見ながら、その必要性は検討していきたいと考えております。

○高森委員 タイムリミットが令和9年度募集分からと書いてあるので、令和9年度までに預かり保育が全部実現しないと、不公平感があるような気がするのですが。

○学務課長 預かり保育については、令和7年から全園で実施をさせていただいて、実施期間の周知・浸透期間を考慮して、現行の7名という、現行の基準を2年間だけ経過措置という形で、非拡充園だったところは取らせていただく。少し、ちょっと分かりにくいんですけれども、その点はしっかり募集案内で明記はして、分かるような形では伝えていこうと考えています。

○高森委員 よく分かりました。

○神田委員 私も高森委員がおっしゃったようにパブリックコメントがとても多いということに関心が高いということを感じました。

この資料別紙2の26ページの括弧7の情報発信の強化ということですが、これまでもやっていらっしゃるとは思うのですけれども、これだけ大きな改革が入るということで、情報発信して、質の高い幼児教育を実践しているということを、ぜひ広げてほしいと思います。これまでやってきたもの、これから力を入れていくもの、この情報発信の強化を図る上で効果的なものは、どのように具体的に考えていらっしゃいますか。

○学務課長 これまで、今行っている媒体の中で申し上げますと、当然ホームページも内容は充実をしていこうと思っています。それは区の公式ホームページもそうですし、各園のホームページ、また、インスタグラムを今始めていますので、そこに今、例えばちょっとしたショート動画みたいなものも作れないかというのは、これから園とも相談をしてやっていこうと考えています。

あとはそこに加えてという形で記載もさせていただいておりますが、保険サービス課、保健所等と連携をして、検診事業、そういったところにしっかりチラシ等を撒いて、区立幼稚園がやっている取組というのはしっかり周知を強化していきたいと考えています。

○神田委員 ありがとうございます。

様々な媒体を通して、ぜひ発信していただきたいこと、と働いている保護者にとっては、実際に保育の様子などを見ることができるようなお機会有るといいと感じました。

ありがとうございます。

○佐藤教育長 ほかに。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) 児童保育課 イ

○佐藤教育長 次に、児童保育課のイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項、児童保育課のイ、とうきょう すくわくプログラム推進事業の実施についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

本事業は、令和6年第9回台東区教育委員会定例会においてお諮りし、ご承認いただいた事業でございますが、内容に一部追加、及び金額等の変更がございましたので、変更部分についてご説明させていただきます。

はじめに項番2、事業概要の(1)、対象施設に幼稚園を追加いたしました。

続いて項番3、補正予算額(案)でございますが、区立幼稚園及び区立保育園の追加、並びに当初予定していた実施施設をより実施可能である施設数に整理したため、歳出・歳入ともに7,164万円に変更いたしました。内訳は下記のとおりとなっております。

なお、こちらに記載のない私立幼稚園につきましては、東京都から園への直接補助となっております。変更点はこの2点でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 指導課 イ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 令和6年度グローバル教育の推進(中学生海外短期留学派遣)事業派遣生徒選考結果等についてご報告申し上げます。資料5をご覧ください。

項番1、事業概要については記載のとおりでございます。

項番2、選考方法については、第一次選考で書類審査、第二次選考で集団討論と集団面

接を実施いたしました。

項番 3、派遣生徒については、資料に記載の 20 名の生徒と決定いたしました。各校 2 名、グローバル教育重点指定校の上野中学校と桜橋中学校は 5 名となっております。

項番 4、派遣期間については、令和 6 年 8 月 6 日、火曜日から令和 6 年 8 月 15 日、木曜日でございます。

項番 5、派遣先での主な活動内容については、現地校訪問・交流、ホームステイ、市街地視察、フェアウェルパーティー等を予定しております。なお、訪問する学校は、本区の姉妹都市であるノーザンビーチの学校で調整がついております。

項番 6、引率については、中学校長を団長として 1 名、中学校教員 3 名、事務局 1 名の合計 5 名で、いずれも既に決定しております。

項番 7、結団式等の日程については記載のとおりでございます。教育委員会の教育委員の皆様には、令和 6 年 9 月 24 日、火曜日の教育委員会終了後に行う解団式にご出席いただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

なお、報告会については、学校の派遣生徒がそれぞれの在籍校において報告する形式へと変更いたします。グローバル教育重点指定校の上野中学校または桜橋中学校の報告の際には、区のケーブルテレビが取材に行き、ケーブルテレビのニュース番組で紹介するとともに、指導課が発表の一部始終を撮影し、台東区公式YouTubeチャンネルで放映する等により小学生や区民に広く発信・還元する機会としていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。

○浦井委員 どの程度この留学派遣に、中学生の子供たちが関心があったのかを教えてくださいませんか。募集の学年、実際に行かれる子供たちの学年、あと、もし可能であれば、どれぐらいの応募があって、この結果になったのか。可能な範囲で構いませんので、教えていただけたらと思います。

○指導課長 7 校合計で、応募が、77 名の応募がありました最終的には 20 名決定しておりますので、倍率としては 4 倍近いということです。

過去の、31 年度の場合というのが、47 の応募があって、最終的に 17 名と決定していたということで、応募人数は、倍率とも高まっているという状況でございます。

また、対象の学年ですけれども、中学校 2 年生を対象としております。

○浦井委員 ありがとうございます。特にグローバル教育などで、英語などにも力を入れられるようになってきた中で、子供たちの関心も高まっていると思うので、ぜひ、うまく成功させるように、いろいろご配慮をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○高森委員 昨今、円安が非常に加速度的に進んでいる中で、派遣される生徒たちの保護者の経済的負担というのは、どのような形になるのでしょうか。

○指導課長 実際に申し込む際に、参加費は 5 万円と、あとその他としまして、パスポート発行手数料ですとか、あとオーストラリアのビザ申請手数料、その他各種必要書類の取

得にかかる手数料、及び私的な諸経費を負担していただくということについては、この申込みをしていただく際に、保護者のほうに通知をさせていただいております。

○高森委員 ホストのホームステイ先では、どうなのか分かりませんが、食費や日用品を買ったりするのも全部自費で支払いをするということになるのでしょうか。

○指導課長 実際にその具体的な費用というのは調整をしておりますけれども、参加費としては5万円ということで把握しております。

○佐藤教育長 違うでしょう。高森委員は滞在先の朝とか昼とか、そういう食事もその場で自分で払うのかと聞いているのでは。

○指導課長 その費用については、参加費の中に含まれているということでございます。

○垣内委員 ホームステイって、基本、ボランティアとして受け入れる方々が多いように思います。オーストラリアなんかはキリスト教国なので、特にボランティアが多いと思うので、朝ごはんからお金を取るホームステイって、ちょっと考えにくいところがあるんですけど、お金を負担することになっているのでしょうか。また、渡航費や市街地視察とかには公費が入っていますね。経費のうち自己負担分の5万円を超えた部分は公費で持つという理解でよろしかったですかね。

○指導課長 そのとおりでございます。

すみません。あと、それ以外のところで費用がかかるかどうかというのは、ちょっと確認をしてお答えします。

○高森委員 ホームステイの期間は、この派遣期間全部がそうなるのでしょうか。それとも、ホテルで宿泊がありますよね。ホームステイが全てじゃないですよ。最後ちょっと確認したいんですが。

○佐藤教育長 ホームステイについては、今5日間を予定しております、あと、シドニーのホテルでの宿泊を2泊予定しております。

○神田委員 希望者が多くなったということで、子供たちの関心も高まっていて大変よいことだと思うのですが、選考基準について、また、どのような子供たちだったのか、教えてもらいたいと思います。

○指導課長 二次選考については、集団討論と面接ということで、実際に子供たちが行きたい理由ですとか、あと、そのほかに時事的な話題を元に、自分たちの考えについて討論をするというような形で、それを受けて、複数の目で選考ということを行っております。

○神田委員 ありがとうございます。

子供たち、みんなに行かせてあげたいぐらいです。一生懸命討論したり意欲的に調べたりしているような様子でしたか。

○指導課長 そのところについては、非常に意欲的に自分の考え等を伝えるというようなところが見えたということは聞いております。

また、やはり全員が参加させたいという思いはありますけれども、そのところでは、昨年度からEnglish Summer School等を行っておりますので、またこういったことに興味が

ある子供たちはEnglish Summer SchoolのAdvancedとBasicに分けてやっておりますので、対象の学年や内容というのも拡充しておりますので、そういったところで力を発揮してくれるように伝えていっております。

○神田委員 様々な手立ては、取られているということで、大変よいことだと思います。

また報告会などでも成果などが充実した発表になるといいと思います。

ありがとうございます。

○佐藤教育長 費用はちゃんと、はっきり確認してよ。

私の認識だと自己負担は5万円で、それ以外については公費で支出すると、もちろんお土産とかそういうのは自分たちで買うんでしょけど、それ以外は全部公費で見るということでしょう。

○指導課長 はい。そのとおりです。

○佐藤教育長 事前のパスポートなんかは、費用がかかってくるんじゃないかな、持っていない子供たちは。それ以外は、一応5万円だけ出した後は、みんな見てもらえるというつもりでいたけど、いいですか。

○指導課長 そのとおりです。

○高森委員 若干の現金は当然持っていくと思うのですね。それは為替でしっかりと向こうのオーストラリアドルに換えるんでしょけど。

その所持金というのはどういうふうに管理するのでしょうか。自己管理・自己責任でしょうか。またカードを持たせますか。

○指導課長 ちょっとですね、そこについては確認をして、どういったことが一番子供たちにとっても安全なのかということも考えて対応していきたいというふうに思います。

○高森委員 カードは、今は一般的でしょうから、海外ではカードを使いますので。

あともう一つ、子供たちは、たしか前回の報告会ではスマートフォンを持っていた様子を目にしたかなと思うんですが、自分のスマートフォンを海外ローミング設定して手続きをとって持っていったのか。あるいは向こうでまた何か手続きをしているのか分かりませんが、そのスマートフォンの持参については、今回も認めていますか。

○指導課長 実際にそこについてはまだ決定はしていないんですが、旅行会社のほうからWi-Fi等ですね、タブレットを持って行って対応できるのかどうかということで、今、調整をしているところではあります。

実際に携帯電話を持っていくかどうかというのは、また検討していきたいというふうには思っております。

実際に、携帯は持っていくということは、今回はしないと。タブレットについて、使えるかどうかということで、今、調整中というところです。

○高森委員 タブレットは貸与する形でしょうか。それとも個人的なものを持っていく。

○指導課長 1人1台端末を持っていくということで、考えております。

○高森委員 大荷物になるでしょうけど。

翻訳ソフトを入れたらいいかなと思うのですが、勝手にソフトを入れられないんですよ、あの端末には。分かりました。ありがとうございます。

○垣内委員 非常に今、デジタルが進んでいるので、携帯を持たないで市街地視察っていうと、集団でかつ引率がないと、ちょっと無理なのではないでしょうか。

要するに、今、日本でも、どこでもそうですけれども、みんな携帯で調べるじゃないですか。そういうことを制限するというのは、せっかく行っているのに、もったいないということはないでしょうかね、教育的配慮が必要であるとしても。

なので、携帯不要という判断はなぜなのかなというのが一つと、それから、多分皆さんでいろいろ写真を撮ったりすると思うんですけど、そちらはどうされますか。タブレットでやるんですか。つまり1人5万円もお金を出せるようなご家庭の方々が、しかも中学生が、スマホを持ってないって考えにくいのですが、ちょっとそこはどうなんでしょうか。

それから、今もう海外って、タッチレス決済と思います。現地の状況をよく確認していただいて、子供たちが困らないようにしていただければと思います。

○指導課長 実際に携帯、非常に便利だと思うんですけども、実際、その携帯を持っていくことで、家庭とのやり取り、日本とのやり取りをやってしまうということで、多くなると、そのホームステイをする意味というの、薄れていくところも考えられると思いますし、実際にそういうご意見も校長先生方ですとかとも確認をしながらやっているというところではあります。

今、垣内委員からいただいたようなところも踏まえて、実際に現地の状況ということも考えて、よりよい方法というのはどういった方法があるのかというのは確認をしていきたいというふうには思います。

○高森委員 ホームステイ先でもそうでしょうけど、市街地視察はグループで行動するのでしょうか。緊急の連絡をするツールというのは持っているんですよ、確か。担当の先生方と連絡を取るような、緊急連絡ツールとして何かデバイスを持っているんでしたっけ。

○指導課長 実際にやり取りをするための携帯電話対応ということもあるというふうに聞いております。

○高森委員 検討中ではなくて、それはもう、確定しているんですね。

○指導課長 まず、今、現時点で決まっているということではないですけども、そういう実際の緊急のときに案内を受けるような形で連絡が取れることについては、しっかりとそういったところは確保するというところで進めていってはおります。

○浦井委員 今の続きなのですが、スマホを持たせるか、持たせないかというのは、多分いろいろな考え方があると思うんですけども、せっかく1人1台端末を持っていくのであれば、端末で教員とのやり取りというのはできるはずなので、そういったものも一応考えておいてもよろしいのではないのでしょうか。携帯を持たせるとしても、サブの手段として、やり取りができるように確保しておくとか。やはり何かあって、ホームステイ先からSOSを出したいときとか、何らかの形で連絡が簡単に取れるようにしていただけると、子

供たちも安心して行けるでしょうし、保護者も何かあったときにはすぐに教員に連絡ができるんだという安心感を持ってると思います。ぜひそうした安心を確保した形で行かせてあげていただけたらと思うところです。ちょっとその点を、今お答えいただくのは無理かと思うんですけれども、ぜひ子供たちが楽な形で大人にSOSを出したり、ヘルプを求めたりできる状況を作ってあげていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤教育長 指導課長、これだけ各委員からそれぞれにご意見をいただいたんで、選考結果についてはこの内容だけど、実際の事業について、もう1回来月報告して、きちっとこういう内容でやりますよと。皆さんが言った意見については、これはこういう考え方でやります、これはスマホはこういう考え方をします。タブレットは本当に持っていくのか、持っていくならその使い方とか、詳しい事業内容を来月報告してください。選考結果はこれでいいと思うんだけど、こういう形でせっかく初めて海外派遣、それも10日間、今までのグラスサックセよりもかなり延ばして行ってもらうんで、成果のあるものにしたいので。きちっと内容を詰めて、次回報告。よろしいですか。

○指導課長 実際に今ご意見いただいたことを踏まえて、より子供たちが安全で、また行った先でしっかりと学習が進むようにということをやっていきたいと思いますので、次回のところでご報告できるように調整していきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○事務局次長 すみません、まだ全然詰まっていないところが正直ありまして、次回って、今、指導課長は言いましたが、もしかすると次々回、12回目ぐらいになるかもしれないので、すみません、そちらまでには何とかまとめたと思いますので、よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のイについての一部内容についてはご了承をお願いします。

3 その他

○佐藤教育長 その他、今日の案件は、以上でございます。

全体を通して何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時17分 閉会